

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

[illegible]

給付金の支給手続き

I 令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯

- 対象となる世帯には、市から、令和4年1月31日までに給付内容や確認事項が書かれた確認書を郵送しています。
- 中身を確認して、市に返信してください。

【確認事項】

- ① 記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ② 給付要件に該当するか など



II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和3年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が市民税均等割非課税水準以下であることです。

（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安 単身の場合：100万円以下、ひとり親の母・子（1人）の場合：204.3万円以下

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに豊中市臨時特別給付金実施本部に、郵送でご提出ください。

新型コロナウイルス感染症と関係のない理由により収入が減少した世帯は、対象となりません。

! 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに国や都道府県・市区町村(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、生活情報センターくらしかんや最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

お問い合わせ

豊中市臨時特別給付金コールセンター

「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」

受付時間 平日 9:00～17:00

 **06-4866-5157**

内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター

受付時間 9:00～20:00（土・日・祝日を含む。）

 **0120-526-145**